

# 液化石油ガス設備工事届の手引

2026年1月1日

相模原市消防局

## 目 次

1	この手引きの適用範囲	1
2	届出先	2
3	作成部数	2
4	届出時期	2
5	提出書類	3
6	設備工事の設計・施工	4
7	Q&A	6
8	届出書類様式	9
	様式第48号 液化石油ガス設備工事届書	
	参考様式第27号 液化石油ガス設備工事届書別表	
	参考様式第28号 貯蔵設備構造説明書（1トン以上3トン未満）	
	参考様式第29号 設備工事届に係る技術基準適合状況調査表 （容器1,000kg未満）	
	参考様式第30号 設備工事届に係る技術基準適合状況調査表 （容器1,000kg以上3,000kg未満）	
	参考様式第31号 設備工事届に係る技術基準適合状況調査表 （バルク貯槽1,000kg未満）	
	参考様式第32号 バルク貯槽設置状況調書	
	届出書類記載例	25
	様式第48号 液化石油ガス設備工事届書	
	参考様式第27号 液化石油ガス設備工事届書別表	
	参考様式第29号 設備工事届に係る技術基準適合状況調査表 （容器1,000kg未満）	

## 1 この手引きの適用範囲

### (1) 供給設備の貯蔵量

500kgを超えるもの (表1参照) (規則第87条)

### (2) 供給対象施設

学校、病院、興行場その他多数の者が出入する施設又は多数の者が居住する建築物  
(規則第86条)

- 1 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設
- 2 キャバレー、ナイトクラブ、遊技場その他これらに類する施設
- 3 貸席及び料理飲食店
- 4 百貨店及びマーケット
- 5 旅館、ホテル、寄宿舎及び共同住宅(3世帯以上)
- 6 病院、診療所及び助産所
- 7 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園及び各種学校
- 8 図書館、博物館及び美術館
- 9 公衆浴場
- 10 駅及び船舶又は航空機の発着場(旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。)
- 11 神社、寺院、教会その他これらに類する施設
- 12 床面積の合計が1,000平方メートル以上である事務所(前各号に掲げるものに該当するものを除く。)

### (3) 設備工事届の対象について

貯蔵量ごと、貯蔵の種別ごとに必要な手続きは表1のとおりです。太線枠内に該当する設備で(2)に示した施設又は建築物に供給する場合は、設備工事届が必要です。

なお、新設はもちろん、対象設備の供給管の延長を伴う工事、貯蔵設備の位置の変更、貯蔵量の増加を伴う工事も設備工事届の対象となります。

表1 設備工事届の対象について

貯蔵量	貯蔵の方法		手続きの内容
	容 器	貯 槽	
300kg未満	許可申請、届出の必要なし		
300kg以上 500kg以下	消防法に基づく届出		消防署に消防法に基づく届出(圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届)をしてください
500kg超 1,000kg未満	設備工事届出の対象設備の場合 (供給先が規則第86条に定める施設・建築物に限る)*		この手引きに従って手続きを進めてください (規則第88条)
1,000kg以上 3,000kg未満			事前に工事内容等について相談してください(法第36条第1項第2号)
3,000kg以上	特定供給設備の設置許可申請対象		

\*供給先が、規則第86条に定める施設以外の場合は、消防法に基づく届出が必要です。提出先は各消防署になります。

**2 届出先**

相模原市消防局消防部危険物保安課

〒252-0239 相模原市中央区中央 2-2-15 電話 042-751-9137

**3 作成部数**

1 部

(届出者や建物所有者用の控えが必要な場合は、必要な部数)

**4 届出時期**

設備工事後、遅滞なく提出してください。

## 5 提出書類

設備工事届に必要な書類は次のとおりです。

各種様式は市のホームページからダウンロードできます。

書類の綴じ方は番号順としてください。

提 出 書 類	適 用		様式及び記載上の注意
	容器	バルク貯槽	
① 液化石油ガス設備工事届書	○	○	規則様式第48
② 液化石油ガス設備工事届書別表	○	○	参考様式第27号
③ 貯蔵設備構造説明書	○		参考様式第28号(1,000kg以上3,000kg未満)
④ 設備工事届に係る技術基準適合状況調査票	○	○	参考様式第29号～31号
⑤ バルク貯槽設置状況調書		○	参考様式第32号
⑥ 特定液化石油ガス設備工事事業開始届受理証の写し	○	○	変更がある場合には、最終の変更届の写しも添付
⑦ 液化石油ガス設備士免状の写し	○	○	講習受講記録欄も含めて複写する
⑧ ポリエチレン管に関する講習修了証の写し（該当工事のみ必要）	○	○	高压ガス保安協会、日本簡易ガス協会、液化石油ガス設備士指定養成施設のいずれかの講習
⑨ 配管用フレキ管講習修了証等の写し（該当工事のみ必要）	○	○	高压ガス保安協会等、例示基準28の1(1)②jに、適合する講習等
⑩ 気密試験記録の写し	○	○	自記圧力計記録用紙の写し
⑪ 設置場所案内図	○	○	明細地図程度の縮尺のもの
⑫ 設備配置図（平面図）	○	○	貯蔵設備の位置、構造壁、付近の建物、道路、駐車場並びに火気及びその取扱施設等を記載する
⑬ 貯蔵設備の構造図	○		屋根、障壁等の構造が分かる図面
⑭ 供給管系統図	○	○	供給管の系統が分かる図面
⑮ 配管系統図	○	○	消費配管の系統が分かる図面
⑯ アイソメ図	○	○	材料、絶縁継手等が明確にわかるもの（次ページ 図1を参照） 建物内については建築図面にガス配管を記入すれば代用してよい
⑰ 機器の仕様書、写真、認定証等	○	○	技術基準適合を示す図面、書類（仕様書、写真、認定証等）

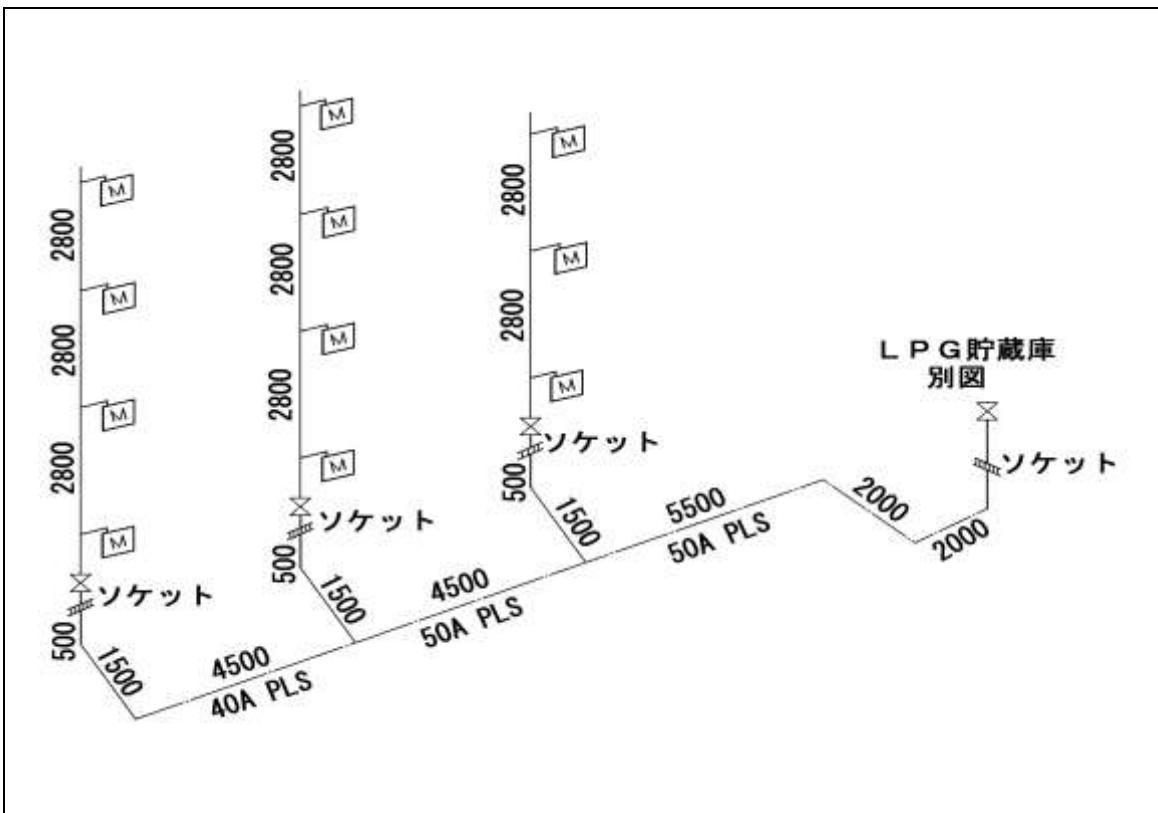


図1 アイソメ図（例）

## 6 設備工事の設計・施工

設備工事の設計・施工は、法令基準（法、施行規則、告示、例示基準等）、高圧ガス保安協会自主基準（KHK 基準）である「LPGガス設備設置基準及び取扱要領」（KHK S 0738）に従って実施してください。

これらの基準の他、次の事項に適合するようにしてください。

### （1）設置場所

バルク貯槽は、充てん設備（バルクローリー）から安全にホースを延ばせる場所に設置する。また、保守点検等に必要な空間を確保する。

### （2）いたずら防止措置

関係者以外が出入りする場所では、貯槽の周辺にフェンス等を設置するか、貯槽のプロテクターに施錠する。

### （3）自動車の接触防止

自動車が通行する道路際に設置する場合は、ガードレール、十分な段差の縁石等を設ける。

### （4）火気までの距離

法令基準により火気までの距離は2m（容器又はバルク貯槽の頂部か

ら上方に対しては直線距離、頂部よりも下方の火気に対しては水平距離) 以上である必要がある。

なお、火気からの距離がとれない場合は、不燃性の隔壁を設け、当該火気への流動を防止する措置を講ずること。

#### (5) 有害な歪みを生じない基礎

貯蔵能力1トン未満の貯槽は、法的には同一基礎に取り付ける規定はないが、例えば横置きの貯槽の場合、有害なひずみが生じないよう同一基礎とすることが望ましい。

#### (6) 消火器

貯蔵能力1トン未満の場合は、法的には消火設備を設ける規定はないが、能力単位B-10以上の消火器を2個以上設置するのが望ましい。

#### (7) 容器置場

##### ア 構造基準

容器を収納する場合は、「LPGガス設備設置基準及び取扱要領」(KHKS0738)による容器収納庫等に収納する。

##### イ 火気からの距離

貯蔵能力に応じた距離内にある換気口や出入り口等の開口部に対しては、不燃性の隔壁を設ける等、当該火気の流動を防止する措置を講ずること。

#### (8) CO中毒事故防止対策

業務用の厨房設備等の消費量の大きい設備を屋内に設置する場合には、CO警報器や換気センサー等を設置するよう努めてください。

## 7 Q & A

(1) 届出は、誰がすればよいですか？

法第38条の3に「液化石油ガス設備工事をした者」とありますので、実際に当該設備の工事を行った設備工事事業者となります。

(2) 工事業者が複数あるのですが、届出者は誰ですか？

元請工事業者と下請工事業者の両者が工事した場合は、基本的に元請工事業者が提出してください。

分離発注の場合は、いずれか一社代表とするか、または全社連名にしてください。ただし、その窓口担当を決めておいてください。

供給設備と消費設備の工事業者が別々のときは、供給設備の工事業者となります。

(3) 老人ホームは、対象になりますか？

寝泊まりしていれば寄宿舎に該当し、届出の対象になります。

日帰り（デイケア）の場合、食事の提供があれば料理飲食店とみなします。

(4) クリーニング工場は、対象になりますか？

クリーニング工場は、供給対象施設・建築物ではなく、床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>未満であれば、対象になりません。ただし、一般消費者等には該当しているので、床面積の合計が、1,000m<sup>2</sup>以上であれば届出の対象になります。

「1 この手引きの適用範囲（2）供給対象施設」（P1）の点線枠内の12を参照してください。

(5) バルク貯槽を2基以上設置して供給する計画ですが、工事届はどうなりますか？

- ①バルク貯槽から消費設備の末端までのすべてにおいて、別々である場合はそれぞれ別個の設備となりますので、設備工事届についてもそれぞれ必要です。
- ②配管が末端までのどこかで連結していれば、ひとつの設備となります。なお、バルク貯槽の貯蔵能力の合計が1,000kg以上となる場合は、特定供給設備となり、許可が必要です。

(6) 供給先の建物も保安物件に該当しますか？

- ①供給先の建物も保安物件に該当します。
- ②共同住宅は、第2種保安物件です。学校、病院等の場合、校庭及び病院の庭は、保安物件には該当しませんが、建物は第1種保安物件です。
- ③埋設貯槽であっても、液受入弁からは、保安距離が必要ですので、注意してください。

(7) 火気をさえぎる措置（隔壁）の高さについて教えてください

開口部の無い不燃性の隔壁により、容器（ボンベ）又はバルク貯槽が、当該火気から視認できない高さまで設置してください。

(8) 火気に該当するもの、しないものを教えてください

火気に該当するものは、裸火（たき火、たばこなど）、自動車のエンジンの火花、エアコン室外機等の電気設備（着火源となる可能性があるもの）、日常使用する電気接点、ガス温水式ベーパライザーの熱源機等があります。

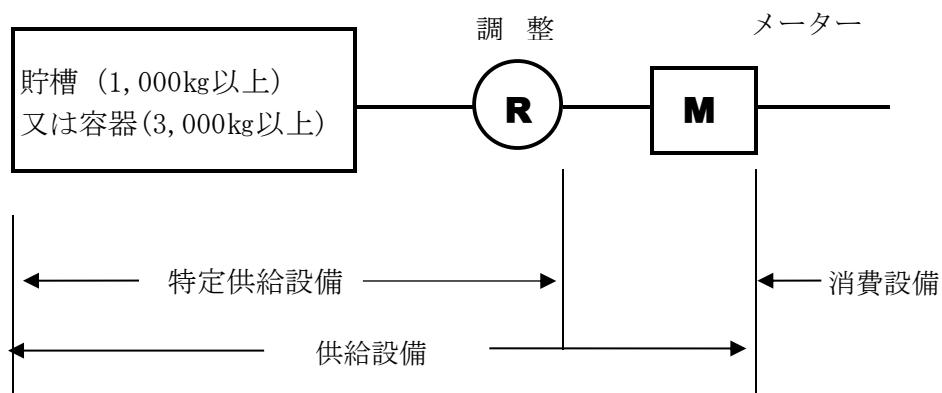
ただし、電気設備については、次の①～③の全てに該当する場合は、着火源とならないとされているので、火気とはみなしません。

- ①直接裸火を持たないこと。
- ②320°Cより高温となる部分がないこと。
- ③接点を持つ電気製品は、ON-OFFによる電気火花が点火（着火）エネルギーより小さいこと。あるいは接点が密閉されていて、電気火花が外に出ないこと。（日常使用しない接点等は、接点として扱いません。）

なお、エアコン室外機の熱風が当たる場所には、貯槽、容器を設置しないでください。

(9) 特定供給設備に該当する場合、設備工事届は不要ですか？

特定供給設備対象の場合は、供給設備全てを含めて申請すれば、重複して設備工事届の必要はありませんが、供給設備全体を対象としていない場合は、別に設備工事届が必要となります。（下図参照）



様式第 48 (第 88 条関係)

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

液化石油ガス設備工事届書

年 月 日

相模原市長殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名  
(法人のみ)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 38 条の 3 の規定により、次のとおり届け出ます。

工事に係る供給設備又は消費設備の所在地	
当該設備の所有者又は占有者の氏名又は名称	
当 該 設 備 の 使 用 目 的	
貯 藏 設 備 の 貯 藏 能 力	
工 事 の 内 容	

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

## 液化石油ガス設備工事届書別表 (1/2)

		事 業 所 名		
工事を実施した特定 液化石油ガス設備工 事事業者及び液化石 油 ガス 設 備 士		事 業 届 出 年 月 日		
		設 備 士 氏 名		
		免 状 の 番 号		
完 成 年 月 日		年 月 日		
ガス供給者名				
設 備 の 概 要	供 給 方 式	容 器 ・ 貯 槽 ・ バルク貯槽		
	貯 藏 能 力	kg ( kg × 本・基)		
	調 整 器	種 類	一段減圧 ・ 二段減圧	
		能 力	kg/h	製造所名
	配 管 の 種 類	高圧部 (容器と調整器の間)		
		中圧部 (調整器と調整器の間)		
		低圧部 (調整器と燃焼器の間)		
	埋 設 配 管 の 有 無		有 ・ 無	
	気 密 試 験 の 試 験 壓 力	高 圧 部	MPa	
		中 圧 部	MPa	
低 圧 部		kPa		
安全機器等 (設置場所を図 面に必ず記載す ること)	マイコンメーターの種類	II・S・SB・その他( )		
	ガス漏れ警報器	有・無( 設置場所 部 )		
	ヒューズ、コックの個数	個		
集中監視システム		有 ・ 無		

燃 燒 器 具	器具名	メーカー・形式	単位 消費量 (kW)	口火安全	製造年月	備考
合計消費量 (kW)				同一機器が複数設置されているときは、設置台数分を合計すること。		
換算消費量 (kg/h)				合計消費量÷14		
推定最大消費量 (kg/h)				消費者が1戸の場合は、換算消費量とすること。		

## 貯蔵設備構造説明書（1トン以上3トン未満）

貯蔵施設の面積		$m^2$ ( m × m )		
貯蔵量		kg ( kg 本、 kg 本、 kg 本 )		
最も近い 保安物件	第1種			m
及び距離	第2種			m
貯蔵施設の構造		別添図のとおり		
障壁の有無		有(外壁と兼用)	有(その他)	無
障壁の構造		鉄筋コンクリート	コンクリートブロック	厚さ cm
	鉄筋	直径 mm	ピッチ cm	
	構造	別添図のとおり		
屋根の材質等				
滞留防止措置		換気口 : cm <sup>2</sup> × ケ所 = cm <sup>2</sup>		
散水設備		散水能力 : 床面積 1 m <sup>2</sup> につき毎分 リットル以上 分間以上		
消火器		粉末消火器 : 能力単位 × 本		
防火扉の種類				

## 設備工事届に係る技術基準適合状況調査表（容器1,000kg未満）

(1 / 3)

規則 18条	項目	確認事項	対応・添付資料等
1号	イ 2m以内の火気を遮る措置等	2m超又は隔壁	
	ロ 腐食防止措置	塗装、台、スカート等	
	ハ 40度以下に保つ措置		
	ニ 転落、転倒防止、バルブの損傷を防止する措置及び浸水流出防止措置	容器固定、庇、屋根等	
4号	貯蔵設備等の能力	最大消費数量に適応するもの 貯蔵設備の貯藏能力 kg 気化装置 kg/h 調整器 kg/h	
5号	バルブ等の欠陥	バルブ・集合装置・供給管・ガス管の腐食、割れ等がないか	
6号	供給管等の腐食防止措置	バルブ・集合装置・供給管に塗装、被覆鋼管、絶縁継手等	
7号	供給管等の材料	バルブ・集合装置・供給管の材料 バルブ、集合装置：仕様書等 供給管 : 参考様式第27号	
8号 耐圧 試験	イ 充てん容器等と調整器の間の管	MPa (2.6MPa以上)	
	ロ 調整器とガスマーテーの間の管	MPa (0.8MPa以上)	
	ハ 2段式減圧用1次側調整器と2次側調整器の間の管	MPa (0.8MPa以上)	
	ニ 充てん容器等と集合装置に係る集合管若しくは調整器を接続する管又は調整器と硬質管を接続する硬質管以外の管	接続された状態で1キロニュートン以上の引張試験	
8号 の2 修理 又は 取り 外し	イ 漏えい防止措置	集合装置又は供給管に対する措置	
	ロ 滞留するおそれのある場所における漏えい確認措置	同上	
	ハ 漏えい確認措置（終了後）	同上	

規則 18条	項目	確認事項	対応・添付資料等
9号 気密試験	イ 2段式減圧用1次側調整器と2次側調整器の間の管	MPa(0.15 MPa以上)	
	ロ イ以外の供給管	MPa (8.4 MPa以上)	
10号	バルブ、集合装置、気化装置及び供給管の漏えい試験	kPa (使用圧力以上) ※供給開始時点検を併せて行う場合に限る	
11号	燃焼器入口圧力	kPa (2.0~3.3 kPa)	
12号	建物自重、土圧による損傷防止	自動車が通過する場所 cm (60cm以上) その他の場所 cm (30cm以上) 地盤沈下の予想される場合の措置 :	
13号	山崩れなどのおそれのある場所等への供給管の設置禁止		
14号	供給管を地盤面上に設置する場合の措置		
16号	液化物の滞留するおそれのある供給管の排除措置	長さ20cm以上の管 (ドレン溜まり) ※気化装置設置の場合は容量5L以上	
17号	容器交換時に供給が中断しない設備	自動切替式調整器	
18号	ガス栓	ガスマーターの入口側の供給管にガス栓	
19号 気化装置	イ 腐食、割れ等がないか		
	ロ 耐圧試験	MPa (2.6 MPa以上)	
	ハ 直火の禁止		
	ニ 液状のガス流出防止措置		
	ホ 凍結防止措置 (寒冷地のみ)		
20号 調整器	イ 腐食、割れ等ないこと		
	ロ 高圧部 (2段式減圧用2次側除く)	耐圧試験 MPa (2.6 MPa以上) 気密試験 MPa (1.5 MPa以上)	
	中圧部 (2段式減圧用2次側のみ)	耐圧試験 MPa (0.8 MPa以上) 気密試験 MPa (0.15 MPa以上)	

規則 18条		項目	確認事項	対応・添付資料等
20号 調整器	ハ	調整圧力・閉そく圧力 (2段式減圧用1次側除く)	調整圧力 kPa (2.3~3.3 kPa) 閉そく圧力 kPa (3.5 kPa以下)	
21号		地下室等に対する緊急遮断装置	常時監視装置設置場所 住所： 名称： 保安機関認定番号：	
22号		安全装置 イ 流量遮断装置 ロ ガス漏警報遮断装置 ハ 対震遮断器	イ又はロ (どちらか) 及びハ (必須) 参考様式第27号及び配置図	
23号		充てん容器を取り外すときの措置	バルブ閉止、安全な場所へ移動	

## 備考

この様式には、それぞれの項目に応じて必要な添付書類がある場合、添付すること。

## 設備工事届に係る技術基準適合状況調査表（容器1,000kg以上3,000kg未満）

(1 / 3)

規則 18条		項目	確認事項	対応・添付資料等
2号	イ	保安距離	第1種保安物件 m (16.97m以上) 第2種保安物件 m (11.31m以上) 障壁 あり・なし	
	ロ	火気を取り扱う施設との 距離	流動防止措置 m (5m以上) あり・なし	
	ハ	滞留を防止する措置		
	ニ	さく、へい等	※販売所内に設置されているものを除く。	
	ホ	警戒標	LPガス貯蔵設備・燃(赤)・火気厳禁(赤)	
	ヘ	消火設備	A-4及びB-10以上、1,000kgにつき1個以上	
	ト	屋根または遮へい板	軽量な不燃性又は難燃性のもの	
	チ	転落、転倒防止及びバルブの損傷を防止する措置	容器固定、庇、屋根等	
	リ	腐食防止措置	塗装、台、スカート等	
4号		貯蔵設備等の能力	最大消費数量に適応するもの 貯蔵設備の貯蔵能力 kg 気化装置 kg/h 調整器 kg/h	
5号		バルブ等の欠陥	バルブ・集合装置・供給管・ガス栓の腐食、割れ等がないか	
6号		供給管等の腐食防止措置	バルブ・集合装置・供給管に塗装、被覆鋼管、絶縁継手等	
7号		供給管等の材料	バルブ・集合装置・供給管の材料 バルブ、集合装置：仕様書等 供給管：参考様式第27号	
8号 耐圧 試験	イ	充てん容器等と調整器の 間の管	MPa(2.6MPa以上)	
	ロ	調整器とガスマーテーの 間の管	MPa(0.8MPa以上)	
	ハ	2段式減圧用1次側調整器と2次側調整器の間の 管	MPa(0.8MPa以上)	

規則 18条		項目	確認事項	対応・添付資料等
8号 耐圧 試験	二	充てん容器等と集合装置に係る集合管若しくは調整器を接続する管又は調整器と硬質管を接続する硬質管以外の管	接続された状態で1キロニュートン以上の引張試験	
8号 の2 修理 又は 取り 外し	イ	漏えい防止措置	集合装置又は供給管に対する措置	
	ロ	滞留するおそれのある場所における漏えい確認措置	同上	
	ハ	漏えい確認措置（終了後）	同上	
9号 気密 試験	イ	2段式減圧用1次側調整器と2次側調整器の間の管	MPa(0.15MPa以上)	
	ロ	イ以外の供給管	kPa(8.4kPa以上)	
10号		バルブ、集合装置、気化装置及び供給管の漏えい試験	kPa（使用圧力以上） ※供給開始時点検を併せて行う場合に限る	
11号		燃焼器入口圧力	kPa（2.0～3.3 kPa）	
12号		建物自重、土圧による損傷防止	自動車が通過する場所 cm (60cm以上) その他の場所 cm (30cm以上) 地盤沈下の予想される場合の措置：	
13号		山崩れなどのおそれのある場所等への供給管の設置禁止		
14号		供給管を地盤面上に設置する場合の措置		
15号		供給管の温度変化による長さ吸収措置	※地下埋設除く	
16号		液化物の滞留するおそれのある供給管の排除措置	長さ20cm以上の管（ドレン溜まり） ※気化装置設置の場合は容量5L以上	
17号		容器交換時に供給が中断しない設備	自動切替式調整器	
18号		ガス栓	ガスマーテーの入口側の供給管にガス栓	
19号 気化 装置	イ	腐食、割れ等がないか		
	ロ	耐圧試験	MPa(2.6MPa以上)	
	ハ	直火の禁止		
	ニ	液状のガス流出防止措置		

	ホ	凍結防止措置（寒冷地のみ）		
--	---	---------------	--	--

(3 / 3)

規則 18条		項目	確認事項	対応・添付資料等
20号 調整器	イ	腐食、割れ等ないこと		
	ロ 耐圧 気密	高圧部（2段式減圧用 2次側除く）	耐圧試験 気密試験	MPa (2.6MPa以上) MPa (1.5MPa以上)
		中圧部（2段式減圧用 2次側のみ）	耐圧試験 気密試験	MPa (0.8MPa以上) MPa (0.15MPa以上)
	ハ	調整圧力・閉そく圧力 (2段式減圧用 1次側除く)	調整圧力 閉そく圧力	kPa (2.3~3.3 kPa) kPa (3.5 kPa以下)
21号		地下室等に対する緊急遮断装置	常時監視装置設置場所 住所： 名称： 保安機関認定番号：	
22号		安全装置 イ 流量遮断装置 ロ ガス漏警報遮断装置 ハ 対震遮断器	イ又はロ（どちらか）及びハ（必須） 参考様式第27号及び配置図	
23号		充てん容器を取り外すときの措置	バルブ閉止、安全な場所へ移動	

#### 備考

この様式には、それぞれの項目に応じて必要な添付書類がある場合、添付すること。

## 設備工事届に係る技術基準適合状況調査表（バルク貯槽 1,000kg 未満）

(1 / 5)

規則 19条	項目	確認事項	対応・添付資料等
3 号	イ バルク貯槽の規格	特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証	
	口 保安距離	第1種保安物件 m (1.5m以上) 第2種保安物件 m (1m以上) 保安距離確保の代替措置 あり・なし	
	ハ(1) 安全弁	認定試験者試験等成績書（認定書）、仕様書等 吹き出し量計算書 所要吹き出し量 $W_1 =$ kg/h 規定吹き出し量 $W_2 =$ kg/h 元弁をみだりに操作できない措置	
	(2) 液面計	認定試験者試験等成績書（認定書）、仕様書等 方式：	
	(3) 過充てん防止装置	認定試験者試験等成績書（認定書）、仕様書等 充てんを停止する容量： ℓ	
	(4) 液取入弁（液流出防止装置付）	認定試験者試験等成績書（認定書）、仕様書等	
	(5) ガス取出弁・液取出弁 ・(6) (ガス放出防止器又は緊急遮断装置付)	認定試験者試験等成績書（認定書）、仕様書等	
	(7) 均圧弁（カップリング付）	均圧弁 あり・なし 認定試験者試験等成績書（認定書）、仕様書等	
	(8) 付属機器の保護	プロテクター厚さ mm (1.6mm以上) ※埋設の場合は4.5mm以上	
	(9) 貯槽の朱書き	表示内容：液化石油ガス又はL Pガス 火気厳禁	
	(10) 緊急連絡先の表示		
	(11) 腐食防止措置	1. 鑄止め塗装 塗料の種類： 2. 上塗り塗装 塗料の種類： 膜厚 : μm 3. 電気防しょく措置（地下埋設のみ） マグネシウム kg× 本	
(12)	支柱又はサドル等の設置	支柱・サドルの材質：	

規則 19条		項目	確認事項	対応・添付資料等
3号 △地上貯槽▽	(1) 基礎	地盤面からの高さ	cm (5cm 以上)	
	(2) 車両が接触しない措置			
	(3) 支柱又はサドル等の固定	アンカーボルト等		
	(4) 接地	接地線 断面積 接地棒 直径 長さ	mm <sup>2</sup> (5.5mm <sup>2</sup> 以上) mm(7mm 以上) mm(300mm 以上)	
	(5) 安全弁放出管の設置	貯槽の頂部から	cm(10cm 以上)	
△地下貯槽▽	(1) 頂部埋設深さ	頂部埋設深さ	cm (30cm 以上)	
	(2) 埋設場所に車両乗入不可の措置			
	(3) 浮き上がり防止措置	バルク貯槽真空体総重量 コンクリート板の質量 バルク貯槽の全容量 コンクリート板の容積	k g k g m <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	
	(4) 石塊等のない土砂の使用			
	(5) ガス検知用孔あき管設置	設置本数	本	
	(6) 標識杭の設置			
	(7) プロテクターのふた	不燃性断熱材の裏あて	cm (5cm 以上)	
3号 △	2m以内の火気を遮る措置及び屋外設置	2m超又は隔壁		
4号	貯槽は漏えいがないこと	試験圧力	M P a	
5号	ガス漏れ検知器の設置  常時監視システムと接続	常時監視装置設置場所  住所： 名称：		
6号	高压配管内で液状の液化石油ガスが滞留しにくい措置	措置方法：		
7号 18条 4号	貯蔵設備等の能力	最大消費数量に適応するもの 貯蔵設備の貯蔵能力 気化装置 調整器	kg kg/h kg/h	

規則 19条		項目	確認事項	対応・添付資料等
7号  8号の2修理又は取り外し  9号 気密試験	18条 5号	バルブ等の欠陥	バルブ・集合装置・供給管・ガス栓の腐食、割れ等がないか	
	6号	供給管等の腐食防止措置	バルブ・集合装置・供給管に塗装、被覆鋼管、絶縁継手等	
	7号	供給管等の材料	バルブ・集合装置・供給管の材料 バルブ、集合装置：仕様書等 供給管 : 参考様式第27号	
	イ	漏えい防止措置	集合装置又は供給管に対する措置	
	ロ	滞留するおそれのある場所における漏えい確認措置	同上	
	ハ	漏えい確認措置（終了後）	同上	
	イ	2段式減圧用1次側調整器と2次側調整器の間の管	MPa(0.15MPa以上)	
	ロ	イ以外の供給管	kPa(8.4 kPa以上)	
	10号	バルブ、集合装置、気化装置及び供給管の漏えい試験	kPa（使用圧力以上） ※供給開始時点検を併せて行う場合に限る	
	11号	燃焼器入口圧力	kPa (2.0~3.3 kPa)	
	12号	建物自重、土圧による損傷防止	自動車が通過する場所 cm (60cm以上) その他の場所 cm (30cm以上) 地盤沈下の予想される場合の措置：	

規則 19条		項目	確認事項	対応・添付資料等
7号	18条 13号	山崩れなどのおそれのある場所等への供給管の設置禁止		
	14号	供給管を地盤面上に設置する場合の措置		
	16号	液化物の滞留するおそれのある供給管の排除措置	長さ20cm以上の管（ドレン溜まり） ※気化装置設置の場合は容量5L以上	
	18号	ガス栓	ガスマーテーの入口側の供給管にガス栓	
19号 気化装置	イ	腐食、割れ等がないか		
	ロ	耐圧試験	MPa(2.6 MPa以上)	
	ハ	直火の禁止		
	二	液状のガス流出防止措置		
	ホ	凍結防止措置（寒冷地のみ）		
20号 調整器	イ	腐食、割れ等ないこと		
	ロ	高圧部（2段式減圧用2次側除く）	耐圧試験 MPa (2.6 MPa以上) 気密試験 MPa (1.5 MPa以上)	
	ハ	中圧部（2段式減圧用2次側のみ）	耐圧試験 MPa (0.8 MPa以上) 気密試験 MPa (0.15 MPa以上)	
	二	調整圧力・閉そく圧力（2段式減圧用1次側除く）	調整圧力 kPa (2.3~3.3 kPa) 閉そく圧力 kPa (3.5 kPa以下)	
	ホ	地下室等に対する緊急遮断装置	常時監視装置設置場所 住所： 名称： 保安機関認定番号：	
21号	22号	安全装置 イ 流量遮断装置 ロ ガス漏警報遮断装置 ハ 対震遮断器	イ又はロ（どちらか）及びハ（必須） 参考様式第27号及び配置図	

規則 19条		項目	確認事項	対応・添付資料等
7号	18条 23号	貯槽を取り外すときの措置	バルブ閉止、安全な場所へ移動	
8号 供給管の耐圧試験	イ	貯槽と調整器の間の管	MPa (2.6 MPa 以上)	
	ロ	調整器とガスマーテの間の管	MPa (0.8 MPa 以上)	
	ハ	2段式減圧用1次側調整器と2次側調整器の間の管	MPa (0.8 MPa 以上)	

## 備考

この様式には、それぞれの項目に応じて添付書類欄の書類等を添付すること。

## バルク貯槽設置状況調書

設置場所	名 称			
	住 所			
	主たる用途			
バルク貯槽	製造者名		型式	
	製造年月日	年 月 日		
	貯藏能力	kg		
	合格証番号	特定設備検査合格証番号等 第 号		
設備工事事業者	名 称			
	届出番号		届出年月日	
	住 所			
	電 話 番 号			
販売事業所	名 称			
	登録番号		登録年月日	年 月 日
	住 所			
	電 話 番 号			
充てん事業所	名 称			
	住 所			
	電 話 番 号			
	種類 いずれかに○印	1. 新型バルクローリー 2. 従来型移動式製造設備		
充てん設備	許可番号		許可年月日	年 月 日
	車両登録番号			
	置場住所			
	氏 名			
充てん作業者	資格番号		取得年月日	年 月 日
	常時監視場所	名 称		
	認定番号		認定年月日	年 月 日
	住 所			
	電 話 番 号			
緊急出動事業者	名 称			
	認定番号		認定年月日	年 月 日
	住 所			
	電 話 番 号			
常時監視場所での対応内容及び緊急出動事業者までの連絡の方法				

**記載例**  
※容器(1,000kg未満)の場合

<input checked="" type="checkbox"/> 整理番号	
<input checked="" type="checkbox"/> 受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス設備工事届書

○年 ○月 ○日

相模原市長殿

住 所	相模原市〇区〇〇1-1-1
氏名又は名称	株式会社〇〇設備
代表者氏名 (法人のみ)	代表取締役社長 相模 太郎

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3の規定により、次のとおり届け出ます。

工事に係る供給設備又は消費設備の所在地	相模原市〇区〇〇2-2-2 △△飯店	供給先の情報を記載する
当該設備の所有者又は占有者の氏名又は名称	〇〇株式会社 相模原営業所	供給業者の所有であれば、その名称を記載
当該設備の使用目的	料理飲食店	規則第86条(1ページ参照)の分類
貯蔵設備の貯藏能力	〇〇kg	
工事の内容	新設工事	変更の場合は、その内容を記載

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。

## 液化石油ガス設備工事届書別表 (1/2)

工事を実施した特定液化石油ガス設備工事事業者及び液化石油ガス設備士		事業所名	○○株式会社		
		事業届出年月日	○年○月○日		
		設備士氏名	相模 次郎		
		免状の番号	第○○○○号		
完成年月日		○年○月○日			
ガス供給者名		○○ガス株式会社○○営業所			
設備の概要	供給方式	容器・貯槽・バルク貯槽			
	貯藏能力	○○kg ( ○○kg × ○本 )			
	調整器	種類	一段減圧・ <span style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; padding: 2px;">二段減圧</span>		
		能力	○○kg/h	製造所名	○○
	配管の種類	高压部(容器と調整器の間)		圧力配管用炭素鋼管	
		中圧部(調整器と調整器の間)		一体型	
		低压部(調整器と燃焼器の間)		SGP、PLV、PE等の使用した管	
	埋設配管の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 有 • 無		
	気密試験の試験圧力	高圧部	1.56 MPa		
		中圧部	0.15 MPa		
低压部		8.4 kPa			
安全機器等 (設置場所を図面に必ず記載すること)	マイコンメーターの種類	II・S <span style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; padding: 2px;">SB</span> ・その他( )			
	ガス漏れ警報器	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ( 設置場所 ○○部 )			
	ヒューズ、コックの個数	○ 個			
集中監視システム		有	<span style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; padding: 2px;">無</span>		

燃 燒 器 具	器具名	メーカー・形式	単位 消費量 (kW)	口火安全	製造年月		備考
	給湯器	〇〇〇社 xx-xxxxx	70 kW	有	2025	4	2台 (計 140 kW)
	業務用 こんろ	〇〇〇社 △△-△△△	20 kW	有	2025	4	2台 (計 40 kW)
	〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇台 (計〇 kW)
	〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇台 (計〇 kW)
	〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇台 (計〇 kW)
合計消費量 (kW)			228	同一機器が複数設置されているときは、設置台数分を合計すること。			
換算消費量 (kg/h)			16.3	合計消費量 ÷ 14			
推定最大消費量 (kg/h)			16.3	消費者が1戸の場合は、換算消費量のこと。			

## 設備工事届に係る技術基準適合状況調査表（容器1,000kg未満）

(1 / 3)

規則 18条		項目	確認事項	対応・添付資料等
1号		2 m以内の火気を遮る措置等	2 m超又は隔壁	2 m以内火気なし
		口 腐食防止措置	塗装、台、スカート等	数台
		ハ 40度以下に保つ措置		容器収納庫
		ニ 転落、転倒防止、バルブの損傷を防止する措置及び浸水流出防止措置	容器固定、庇、屋根等	容器収納庫・バンド固定
4号		貯蔵設備等の能力	最大消費数量に適応するもの 貯蔵設備の貯蔵能力 kg 気化装置 kg/h 調整器 kg/h	添付書類○参照
5号		バルブ等の欠陥	バルブ・集合装置・供給管・ガス管の腐食、割れ等がないか	異常なし
6号		供給管等の腐食防止措置	バルブ・集合装置・供給管に塗装、被覆鋼管、絶縁継手等	添付書類○参照
7号		供給管等の材料	バルブ・集合装置・供給管の材料 バルブ、集合装置：仕様書等 供給管 : 参照様式第27号	添付書類○参照
8号 耐圧 試験	イ	充てん容器等と調整器の間の管	○. ○MPa (2.6MPa以上)	添付書類○参照
	ロ	調整器とガスマーテーの間の管	○. ○MPa (0.8MPa以上)	添付書類○参照
	ハ	2段式減圧用1次側調整器と2次側調整器の間の管	○. ○MPa (0.8MPa以上)	添付書類○参照
	ニ	充てん容器等と集合装置に係る集合管若しくは調整器を接続する管又は調整器と硬質管を接続する硬質管以外の管	接続された状態で1キロニュートン以上の引張試験	添付書類○参照
8号 の2 修理 又は 取り 外し	イ	漏えい防止措置	集合装置又は供給管に対する措置	新規設置のため非該当
	ロ	滞留するおそれのある場所における漏えい確認措置	同上	新規設置のため非該当
	ハ	漏えい確認措置（終了後）	同上	新規設置のため非該当

規則 18条	項目	確認事項	対応・添付資料等
9号 気密試験	イ 2段式減圧用1次側調整器と2次側調整器の間の管	○. ○MPa(0.15 MPa以上)	添付書類○参照
	ロ イ以外の供給管	○. ○MPa (8.4 MPa以上)	添付書類○参照
10号	バルブ、集合装置、気化装置及び供給管の漏えい試験	○. ○kPa (使用圧力以上) ※供給開始時点検を併せて行う場合に限る	添付書類○参照
11号	燃焼器入口圧力	○. ○kPa (2.0~3.3 kPa)	添付書類○参照
12号	建物自重、土圧による損傷防止	自動車が通過する場所 cm (60cm以上) その他の場所 ○cm (30cm以上) 地盤沈下の予想される場合の措置: ○○継手	アイソメ図参照
13号	山崩れなどのおそれのある場所等への供給管の設置禁止		地盤沈下等の恐れなし
14号	供給管を地盤面上に設置する場合の措置		添付書類○参照 アイソメ図参照
16号	液化物の滞留するおそれのある供給管の排除措置	長さ20cm以上の管 (ドレン溜まり) ※気化装置設置の場合は容量5L以上	添付書類○参照 アイソメ図参照
17号	容器交換時に供給が中断しない設備	自動切替式調整器	添付書類○参照
18号	ガス栓	ガスマーターの入口側の供給管にガス栓	添付書類○参照 アイソメ図参照
19号 気化装置	イ 腐食、割れ等がないか		
	ロ 耐圧試験	MPa (2.6 MPa以上)	
	ハ 直火の禁止		
	ニ 液状のガス流出防止措置		
	ホ 凍結防止措置 (寒冷地のみ)		
20号 調整器	イ 腐食、割れ等ないこと		割れ・腐食無し
	ロ 耐圧気密	耐圧試験 ○. ○MPa (2.6 MPa以上) 気密試験 ○. ○MPa (1.5 MPa以上)	添付書類○参照
	中圧部 (2段式減圧用2次側のみ)	耐圧試験 ○. ○MPa (0.8 MPa以上) 気密試験 ○. ○MPa (0.15 MPa以上)	添付書類○参照

規則 18条		項目	確認事項	対応・添付資料等
20号 調整器	ハ	調整圧力・閉そく圧力 (2段式減圧用1次側除く)	調整圧力 <input type="radio"/> ○kPa (2.3~3.3 kPa) 閉そく圧力 <input type="radio"/> ○kPa (3.5 kPa以下)	添付書類○参照
21号		地下室等に対する緊急遮断装置	常時監視装置設置場所 住所： 名称： 保安機関認定番号：	
22号		安全装置 イ 流量遮断装置 ロ ガス漏警報遮断装置 ハ 対震遮断器	イ又はロ (どちらか) 及びハ (必須) 参考様式第27号及び配置図	添付書類○参照
23号		充てん容器を取り外すときの措置	バルブ閉止、安全な場所へ移動	

## 備考

この様式には、それぞれの項目に応じて必要な添付書類がある場合、添付すること。